

対話の集い「移動市役所」



こんなご意見・ご要望が
寄せられました

市では、できるだけ多くの皆さんから市政に対するご意見やご要望をお聞きし、「ナマの声」を市政に反映させるため、毎年対話の集い「移動市役所」を開いています。昨年は、七月二十六日から八月三十一日まで二十三会場で開催しました。出席した市民は延べ四百三十五人。道路関係など身近な問題を中心に、三百八十六件におよぶご意見やご要望が出されました。今号では、その中から主なものについてお伝えします。

建設 関 係

◇道路関係

(問) 私道整備への補助は、来

年度も行うのか。

(答) 申し込みが結構あります

ので、来年度も行いたいと考えています。なお、補助の条件と

しては、私道の幅員二・七㍍以

上、延長十㍍以上、利用戸数は

おおむね五戸以上で地権者の同

意を受けていることなどがありますので、申し込みされる前に

土木課へお問い合わせください。

(問) 国道103号の沢尻町内

部分は、道路幅が狭く交通量も多いので大変危険だ。バイパスを建設してほしい。

(答) 沢尻町内ではバイパス実

現に向けて、期成同盟会を結成して努力をしています。市も、

地元と一致協力して国・県へ働きかけをし、早期実現に努めています。なお、補助の条件といふと考えています。

(問) 国道7号の交通渋滞を解

消するため、土地(餅田)の測

量をさせてくれと通知があつた

が、どういうことか。

(答) 建設省は昨年の五月、全

金のかからない選挙は理想です。金を持っている人は当選の可能性が高く、持っていない人は低いということは正しくありませんから、今回の改正で少しでも理想に近づけようとすることは結構なことです。

法改正(八ページ参照)の柱は、候補者等の寄付禁止、後援団体の寄付禁止、あいさつ状の禁止、あいさつの目的とする有料広告の禁止に大別されます。

私たち、この改正の主旨を正しく理解しなければなりません。長い間慣行とされてきた「候補者等との付き合い」が、急に変わることですから、一時は誤解のもとになります。いかと見えられます。しかし、法律で定めて理想の方向を求めたわけですから、私たちがこれを積極的に理解し、そして協力を「正しく守つて行く番人」にならなければなりません。みんなで、そう誓い合いたいものです。

市長メモ



No.26

変わる公選法

先の臨時国会(第百十六回)で公職選挙法が改正され、二月一日から施行されました。